

入笠山マイカー規制

問 産業課 商工観光係 ☎62-9342

自然環境の保全と通行の安全確保を目的に、茅野警察署の許可を得て入笠山マイカー規制を実施します。
ご理解とご協力をお願いします。

■規制期間 平成30年4月28日(土)～11月4日(日)

■規制時間 8時00分～15時00分(7時間)

【規制車両】 全車両 ※タクシー・緊急車両・許可車両を除く

【規制区間】 町道102号線「沢入登山口」から、林道入笠線「御所平」まで約7.0km

【代替交通】 富士見パノラマリゾートゴンドラリフト(パノラマ山麓駅～山頂駅)

【リフト運行時間】 8:30(上り発)～16:30(下り発) 時間内随時発着

※5月26日～6月24日・7月21日～8月19日までは、8:00(上り発)からの
運行になります

【料 金】 町民の方: 大人往復 1,250円 小人往復 600円(住所が確認できるものをお持ちください)
一般の方: 大人往復 1,650円 小人往復 800円

【その他】 終日、沢入登山口から御所平まで「大型バス・マイクロバス」は通行禁止です。



南アルプス
ユネスコエコパーク



平成30年全国山火事予防統一標語 「小さな火 大きな森を 破壊する」

問 富士見消防署 ☎61-0119

山火事の発生には季節的な特徴があり、山火事の約7割が1月から5月までの冬から春先にかけて発生しています。その理由は、下草が枯れ、落ち葉が堆積している。乾燥した季節風が吹き続けている。枯草焼きの火が山林に飛び火する。さらに、春先には行楽や観光で人が山に入る機会が多くなる等の理由が原因とされています。

◆林野火災を未然に防ぐために、次のことに注意しましょう◆

- ・お墓が森林に近い場合は、近くの枯草等に燃え広がらないよう注意しましょう。
- ・土手焼きの火が林野に燃え移る場合もあります。十分注意し、必ず消防署に届け出を行いましょう。
- ・屋外にて土手焼き等、火を使用する場合は大人数で取り扱いをしましょう。
- ・山中でタバコを吸わないようにしましょう。
- ・タバコの吸い殻を捨てないようにしましょう。
- ・林野で火気を使用する際は、必ず水バケツ等の初期消火が出来る準備をしましょう。

林野や山中の傾斜がある場所は火の広がりが速くなります。火災を発見した際は一番に自分の身の安全を考え、無理に消火しようとせず、その場から速やかに逃げて119番通報を行ってください。

4月から 県税事務所の業務内容が変わります

問 南信県税事務所 諏訪事務所 ☎57-2905

南信県税事務所諏訪事務所で行っている課税業務を、南信県税事務所(所在地:伊那市荒井3497 長野県伊那合同庁舎内、課税担当係 ☎0265-76-6807・6808)へ移管します。

- 移管する業務 法人県民税・事業税、個人事業税、不動産取得税の課税業務
- ・申告書や各種申請書、届出書の受理(諏訪事務所でも受理します)
 - ・納税通知書の発送 など

4月以降、課税内容等に関するお問い合わせは南信県税事務所へお願いします。
※納税業務については諏訪事務所の窓口でも行います。